

沖縄県特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成 28 年 3 月 14 日教育長決定

平成 30 年 3 月 30 日一部改正

平成 31 年 3 月 6 日一部改正

令和 7 年 7 月 1 日一部改正

(通則)

第 1 条 沖縄県（以下「県」という。）が支給する特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の取り扱いについては、別に定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）への就学の特殊事情に鑑み、県が特別支援学校又は中学校（以下「特別支援学校等」という。）へ就学する幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校等への就学のため必要な経費の一部を支給し、もって、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者等 幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に必要な経費を負担する者をいう。
- (2) 特別支援学校 学校教育法第 80 条により設置された特別支援学校をいう。
- (3) 特別支援学級 学校教育法第 81 条により設置された特別支援学級をいう。
- (4) 児童福祉施設等 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設、同法第 27 条に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、里親等のことをいう。
- (5) 指定療育機関 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 20 条に規定する厚生労働大臣又は県知事が指定する指定療育機関

(県が支給する経費及びその範囲)

第 4 条 県は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号。以下「法」という。）の規定に基づく経費のほか、法の趣旨に基づいて県若しくは県に包括される市町村の設置する特別支援学校若しくは県の区域内の私立の特別支援学校へ就学する児童等又は県が設置する中学校へ就学する学校教育法施行令（昭和 28 年政令

第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒若しくは特別支援学級へ就学する生徒の保護者等へ就学のために必要な経費を支給する。

- 2 県が支給する経費は、法第2条及び国が定める特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に規定する経費とする。

(保護者等の提出する書類)

第5条 児童等の保護者等は、毎年度、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書(様式第1号。以下「調書」という。)を就学する学校の校長(以下「学校長」という。)を経由して、沖縄県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)に提出しなければならない。

- 2 調書には、保護者等の同一生計世帯員全員の所得金額等証明書(様式第2号)を添付しなければならない。ただし、市町村において発行する証明書の様式が、必要な事項が全部証明できる様式である場合は、その様式によることができる。

なお、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者である児童等の保護者等は、所得金額等証明書に代え、生活保護受給に関する証明書を添付しなければならない。

- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)の規定に基づき、マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムを使用した他機関との情報連携を行う場合であって、前項前段に規定する添付書類を省略しようとするときは、保護者等の同一生計世帯員全員の地方税関係情報の照会に係る同意書(様式第2号の2)を提出しなければならない。

- 4 学校長又は県教育委員会が保護者等の世帯状況等の確認が必要と判断した保護者等は、住民票に関する証明書を調書に添付しなければならない。

- 5 次に該当する者は、調書の提出を該当事由が確認できる書類に代えることができる。

- (1) 世帯の収入額が特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条第3号に該当すると自ら認め、就学奨励費の受給を辞退する児童等の保護者等

- (2) 児童福祉施設等又は指定療育機関に入所又は入院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている児童等の保護者等

- 6 次に該当する保護者等から調書の提出がある場合は、第2項に規定する所得金額等証明書に併せ、次に掲げる証明書を添付しなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する児童福祉施設等に入所している児童等の保護者等
就学に係る措置費を受けていない旨の施設の長等の証明書(措置されない経費名が記入されたもの。)

- (2) 前項第2号に規定する指定療育機関に入院している児童等の保護者等
療育の給付を受けていない旨の機関の長等の証明書

(支弁区分の決定)

第6条 学校長は、前条の規定により調書等の提出があったときは、その内容を審査し、

支弁区分一覧表（様式第3号）及び支弁区分決定状況報告（様式第4号）を作成の上、調書等と併せて県教育委員会に提出しなければならない。

- 2 県教育委員会は、前項の規定により関係書類の提出があったときは、その内容を審査の上、支弁区分を決定し、学校長に通知するものとする。

（保護者等への通知）

第7条 学校長は、前条第2項により支弁区分の決定通知があったときは、支弁区分決定通知書（様式第5号）により保護者等に通知しなければならない。

- 2 保護者等は、支弁区分決定に対して不服がある場合は、その通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に書類にて審査請求をすることができる。

（年度中途における支弁区分の変更）

第8条 年度中途において次のいずれかに該当するときは、支弁区分を変更する。

- (1) 第6条に基づく支弁区分がⅡ段階又はⅢ段階である児童等が、生活保護法による生活保護を受けるに至ったとき
 - (2) 第6条に基づく支弁区分がⅠ段階である生活保護を受けている児童等が、保護停止又は廃止となり、Ⅱ段階又はⅢ段階となることが明らかなきとき
 - (3) 第6条に基づく支弁区分がⅠ段階又はⅡ段階である児童等が、第5条第5項第2号に規定する児童等に該当するとき
 - (4) 第5条第5項第2号に規定する児童等が同号に該当しなくなり、Ⅰ段階又はⅡ段階となることが明らかなきとき
 - (5) 保護者等又は保護者等と同一生計の世帯員の収入額に著しい増減が生じ、改めて支弁区分の決定を行うことが適当であると認められるとき
- 2 前項に掲げる支弁区分の変更については、第5条から第7条までの規定に準じて行うものとする。

（経費の支給方法）

第9条 学校長は、「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）」に基づき、各経費の支給額を算定し、現金、現物又は振り込みにより、速やかに保護者等へ支給しなければならない。この場合、少なくとも各学期ごとに支給を行うよう努めること。

（保護者等の届出の義務）

第10条 就学奨励費を受給している保護者等は、次のいずれかに該当するときは、速やかに学校長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名、世帯状況等に変更があったとき
- (2) 児童等が生活保護の開始、停止又は廃止となったとき
- (3) 児童等が第5条第5項第2号に規定する児童福祉施設等に入所または指定医療機関に入院することとなったとき
- (4) 保護者等を含む同一生計世帯員の所得金額等の修正等により、第5条第2項に規

定する所得金額等証明書の内容に変更があったとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、就学奨励費の申請に係る内容に変動があったとき

(返還)

第 11 条 就学奨励費を受給した保護者等は、第 8 条の変更等により支給された就学奨励費に返還が生じたときは、学校長が指定する方法により、速やかに返還しなければならない。

(調査及び報告)

第 12 条 県教育委員会は、必要に応じて学校長から奨励費に関する調査又は報告を求めることができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

年度 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

(整理番号) No.

保護者等氏名		住 所 ()				児童生徒氏名		学 校 名		第1類に おける通減率	都道府県の地区別区分 地域の級地区分		
世帯の収入状況		世帯の状況 (前年12月末日現在)				需 要 額 等							
		個人番号 氏 名	生年月日	満年齢	在学学校名・学年 (特別支援学級通学の有無)	教育扶助基準				生活扶助基準			
						基準額	教材代	学校給食費	通学費	第1類	期末一時扶助費	障害者加算額 母子加算額	第2類
所得 控 除 前 の	総所得金額	1	年 月 日										h 基準額
	退職所得金額	2	年 月 日										円
	山林所得金額	3	年 月 日										i 地区別冬季加算額
	計	A	4	年 月 日									円
所得 控 除	雑損控除	5	年 月 日										j 生活扶助基準額 (e×通減率) (f~iの合計)
	社会保険料	6	年 月 日										円 円
	小規模企業共済等 掛金控除	7	年 月 日										k 住宅扶助基準
	生命保険料	8	年 月 日										円
	地震保険料	9	年 月 日										l 需要額 (a~d、j、kの合計)
	ひとり親又は寡 婦控除の額※保 護者等のみ	10	年 月 日										
	計	B	11	年 月 日									
所得額 (A-B)	C		合 計		a	b	c	d	e	f	g		D / l =
所得月額 (C×1/12)	D		通学費明細	(通学費を要した者ごとに記入すること。)									(小数点3位以下切捨)
施設等の長の証明欄					辞退欄					支弁区分 <input type="checkbox"/> I段階(令第2条第1号該当) <input type="checkbox"/> II段階(" 第2号該当) <input type="checkbox"/> III段階(" 第3号該当)			
上記の者は 当児童福祉施設に入所し、教育についての措置を受けている。 ◎措置されない 経費名欄 当指定療育機関においての療育の給付を受けて () いる () いない ことを証明します。 施設等名称 長と氏名					私は、上記の者にかかる 年度特別支援教育就学奨励費 の受給を辞退致します。 年 月 日 保護者 氏名 印								
年 月 日 印					学校長印								
備考									生活保護 () あり () なし				

(学校記入欄)

児童等	学校名	整理番号	
	学部・学年	氏名	

様式第2号の2

沖縄県教育委員会教育長 殿

年 月 日

同意書

下記の者は、沖縄県教育委員会が沖縄県特別支援教育就学奨励費支給要綱に基づく事務手続きを処理するために限って、就学奨励費の対象となる児童等が沖縄県立学校に在学する期間における地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

記

同意者	フリガナ		児童等との続柄	
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
同意者	フリガナ		児童等との続柄	
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
同意者	フリガナ		児童等との続柄	
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
同意者	フリガナ		児童等との続柄	
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
同意者	フリガナ		児童等との続柄	
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
同意者	フリガナ		児童等との続柄	
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行う必要があります。
- 2 未成年者に係る同意については、親権者等が同意書を記載することもできます。
- 3 障害や高齢等により判断能力が十分でない世帯員に係る同意については、成年後見人等の法定代理人が同意書を記載することもできます。
- 4 判断能力があるものの、肢体不自由等により署名が全くできない場合は、複数人での立ち会いのもと、第三者による代筆もできます。
- 5 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任を受け行う必要があります。

年度 支弁区分決定状況報告

学校名 _____

(1) 支弁区分決定状況(見込み)(年 月 日現在)

児童・生徒数 (A)	I a	II b	III c	措置費 d	辞退 e	提出済 (B)=a+b+c+d+e	未提出 (C)=(A)-(B)	備考
累計 (1)						0	0	
転出・ 退学等 (2)						0	0	
在籍者 (1)-(2)	0	0	0	0	0	0	0	

(2) 未提出者(人)

整理 番号	児童生徒名	※未提出理由

(注) ※は今後提出時期が予測できるような理由又は経過を下記例のように簡潔に記入すること。

例) 添付書類の不足の為。提出待ち(8月初旬頃提出予定)

(記号)第 号
年 月 日

殿

沖縄県立 特別支援学校
校長

年度 特別支援教育就学奨励費負担金等にかかる
支弁区分の決定について(通知)

みだしのことについて、下記のとおり決定した旨、沖縄県教育委員会より
連絡がありましたので、通知します。

なお、この決定に対して異議がある場合には、通知を受けた日の翌日から
起算して3か月以内に書類にて審査請求をすることができます。

記

学部・学年	氏名	決定区分	備考